

令和7年第17回（6月）川俣町農業委員会定例総会会議録

令和7年6月16日（月曜日）午後1時30分開会

1. 応招（出席）委員は次のとおりである。

1 番 高 橋 亨 君	2 番 佐 藤 朋 子 君	3 番 安 田 泰 良 君
4 番 廣 野 忠 次 君	5 番 伊 藤 正 清 君	6 番 佐 藤 眞 一 君
7 番 佐 藤 吉 彦 君	8 番 菅 野 儀 政 君	9 番 齋 藤 勝 士 君
10 番 間 律 子 君	11 番 谷 田 部 広 好 君	12 番 遠 藤 政 信 君
13 番 菅 野 幹 雄 君	14 番 齋 藤 広 幸 君	15 番 大 内 勇 人 君
16 番 落 合 啓 好 君	17 番 菅 野 利 則 君	18 番 菅 野 朝 夫 君
19 番 高 橋 忠 俊 君		

2. 不応招（欠席）委員は次のとおりである。

なし

3. 説明のため出席した事務局職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	穴 沢 幸 也 君	事 務 局 次 長	菅 野 健 一 君
農 地 係 長	酒 井 可 南 子 君		

4. 本会議案件は次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案の上程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（許可）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について（進達）

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議案審議

議案内容説明・質疑・討論・採決（議案第1号～第3号）

会 議 の 経 過

○議長（菅野儀政君） ただいまから第17回川俣町農業委員会定例総会を開会いたします。

出席の農業委員は8名中8名です。農地利用最適化推進委員の出席は11名です。定数に達しておりますので、定例総会は成立しております。（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） それでは、議長より指名させていただきます。

5番、伊藤正清委員、6番、佐藤眞一委員にお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について（許可）」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） それでは、1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、審査のうえ決定するものとする。

令和7年6月16日提出

川俣町農業委員長 菅野儀政

2ページをお開きください。

農地法第3条の許可申請の許可に係るものは、所有権移転1件でございます。

農地法第3条第1項の許可申請

許可を受けようとする土地等の所在、許可を受けようとする理由、申請当事者の経営面積、自小作別の順に読み上げます。

番号1

申請当事者住所氏名職業

譲渡人 ○○○○○○○○○○○○

○○ ○○○○○○○○

譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○

○○ ○○○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○

田 ○○○m²

計 ○筆 ○○○m²

許可を受けようとする理由

申請地は、譲渡人が高齢となり耕作が困難であるが、譲受人の自宅と近く、利便性と作業効率が良いため、譲り受けて規模拡大したい。

(所有権移転 ○○)

申請当事者の経営面積

譲渡人	田	○○○㎡
	畑	○○○㎡
	合計	○○○㎡
譲受人	田	○○○㎡
	畑	○○○㎡
	合計	○○○㎡

自小作別 自作地

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号1について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、11番、谷田部広好委員、お願いいたします。

○11番（谷田部広好君） 11番、谷田部です。

6月10日、佐藤吉彦委員と2人で、譲渡人、譲受人双方、譲渡人さんはちょうど今は入院しているということで奥様に代わりに来ていただきまして、現地を確認してまいりました。この申請のとおりであるということを確認しましたので、ご審議いただくようよろしくお願いします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号1を原案のとおり許可いたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可処分取消願出について（進達）」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 4ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分取消願出書について

別紙のとおり、農地法第5条の規定による許可処分取消願出書の提出があったので、意見を付し進達するものとする。

令和7年6月16日提出
川俣町農業委員長 菅野儀政

5 ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可処分の取消願出に係るものは、1 件でございます。

農地法第5条の規定による許可処分の取消願出

許可の取消を受けようとする土地等の所在、取消を受けようとする理由及び施設の概要の順に読み上げます。

番号 1

申請当事者住所氏名職業

譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○

許可の取消を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
田 ○○○ m²
計 田○筆 ○○○ m²
(○○○○○○○○○○許可)

取消を受けようとする理由及び施設の概要

太陽光発電設備の設置を予定していたが、許可後の現地調査により地中に大きな岩盤があり工事が困難であること、一部日陰となる部分があり基準発電量が得られないと判明したことにより、事業を断念したため。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号1 について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、1 6 番、落合啓好委員、お願いいたします。

○1 6 番（落合啓好君） 1 6 番、落合です。

この案件ですが、6 月7 日、譲渡人の自宅を訪問して申請内容を確認いたしました。申請どおり間違いないという話でございました。なお、譲受人につきましては、6 月9 日、電話で確認いたしました。こちらも申請どおり間違いないとのことでしたので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1 7 番（菅野利則君） 1 7 番の菅野です。

この調査を申請する前にできなかったのかなということなんですよ。

○1 6 番（落合啓好君） それについて、では説明します。譲受人にも電話で確認したんですけども、ここに書かれてあるとおり、日照とか石が出たということは、譲受人はその時点では確認をしなかったということで、申請をして現場に

行って工事を始めようとしたら、こういう状態なので、申請どおり厳しいという通知をしましたということでございます。一応、売買などはどうなっていますかということになりましたら、この書類が届きましたらあと地権者と相談しますという回答でございました。その後のことはちょっと聞いていないんですけども、もし何か不思議な点がございましたら、また譲受人、譲渡人ら申請人のほうに確認しますので、お話がありましたらよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。事務局次長。

○事務局次長（菅野健一君） 私からもこの案件につきまして補足させていただきたいと思います。

利則委員のご質問にありますように、事前にこういった内容については確認できなかったのかという部分なんですけど、こちらのほうは許可を受けた後でないと、現地にこういったボーリングですとか地盤調査、あるいは日照の調査という具体的な調査ができないということもございまして、決定になった後に、いざやってみたらこういう状況が判明したということになってございます。当然、こういうことも想定して、事前にある程度こういった調査ができれば一番なんですけど、やはり許可後にこういった作業がようやくできるということがございますので、残念ながらこういう結果に至ってしまったということでございます。

以上です。

○議長（菅野儀政君） 当事者同士の話し合いの中で進めますということだけで、農業委員会に上がってきからの話だから、要は現地調査を、ボーリングしたりしてということではできなかったんでしょう。

○事務局次長（菅野健一君） そういうことになります。

○議長（菅野儀政君） 確認が事前にできる状態ではないから、それはやむを得ない話なんだよね。

○6番（佐藤眞一君） 6番の佐藤です。

農家の心理を私は推しはかってみるんだよね、こういうのはやっぱり。前にもそういう件が何件かあって、話もしたことはあるんですけど、その現地を見ただけで、ある程度可能か不可能か分かるわけ。ここまで持ってきて、それで駄目だよって言ったら、もう仮契約までしているのが要するにゼロになっちゃうわけだから、もうどうしようもない。例えばこの方が何歳か分かりませんが、すごい失望をしちゃうわけですね。わざわざ農業委員会にかける前に、やっぱりボーリングとかはできなくても、光の量とかなんかというのはそういうデータがあるので、だからその辺は、引き受ける段階で譲受人にしっかりとそういう指導をしてもらって受け付けるようにしてもらったほうがいいんじゃないかなと。そうすれば、そういう問題もなかなか起きないかなと思いますので。これは私の要望ですが、よろしくお願いします。

○議長（菅野儀政君） 議長の席から申し訳ないですけども、地権者と譲受人の間

でどういう話、内容になっているのかも分からないんだけど、地権者としても、現地の中に岩があるのかなんとかということは、恐らく分からない話だろうから、どういうことで、日陰になるというのは大体分かったとしても、地中にある岩がどこにどういう状態であるのかも、その辺は地権者も分からないと思うんだよね。だから、なかなか難しいところなんだろうけれども。

○6番（佐藤眞一君） あまり掘り下げないほうがいい。大して変わらないんだから。

○議長（菅野儀政君） 事務局のほうにも一応どういうふうな、進め方として地権者との話合いで、ここにはどういう状況の石があるのかなんとかという大体のことは、恐らく地権者も分かっているかどうか分からないんだけど、そこら辺で細かい話も認めてもらったところで農業委員会に提出してもらったほうがいいのかなとは思っているんだけど。

○6番（佐藤眞一君） 提出する段階で、やっぱり事前に、正式にはできないとしても、ある程度のことは商売で専門でやっているんだから、分かる可能性もあるから。こんなところでいいんじゃないですか。

○事務局次長（菅野健一君） では、眞一委員からお話がありましたように、やはりそもそも持ち主の方がその土地については一番分かっている。ただ、その地面の中までというのはどうかという部分はございますけれども、やはり譲受人のほうで話をそういった形で持ちかける際には、可能な限りどういう状況なのかという部分を聞き取りをしていただいて、それを踏まえて申請いただくということで、事務局も事業者のほうとしっかりと事前調整を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅野儀政君） 利則委員、いいですか。

○17番（菅野利則君） はい。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 今の話で一応進めていくようになるんですけども、採決に入ります。それでは採決いたします。

番号1を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号1を原案のとおり取消相当として県知事に意見を付して送付いたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） それでは、7ページをお開きください。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

農用地利用集積等促進計画（案）に対して、川俣町長より意見を求められたの

○議長（菅野儀政君） 次に、山木屋地区番号１、１２番、遠藤政信委員、お願いいたします。

○１２番（遠藤政信君） １２番、遠藤です。

６月７日に廣野忠次委員と状況確認をさせていただきまして、その日の夕方に設定を受ける者と地主の方の確認を取ったわけでございます。借り受けする方につきましては町外から山木屋のほうに農業をやるということで入植している方でございますが、新たにこの〇〇筆を耕作したいということでございまして、要件関係については何ら問題はないと判断したところでございます。審議をよろしくをお願いします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

一般地区番号１及び番号２並びに山木屋地区番号１を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、原案のとおり農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について「異議なし」と、貸付相手方に関する要件について「条件を満たしている」と、借受者を地域計画の担い手として明記することについて「可」と意見を付して、川俣町長に提出いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。

これをもちまして第１７回定例総会を閉会いたします。

（午後１時５１分）

以上、事実と相違ないことを証するため署名する。

川俣町農業委員会

議 長 菅 野 儀 政

議事録署名人 伊 藤 正 清

議事録署名人 佐 藤 眞 一